

令和元年度まちかどミーティング会議録

開催日 令和元年9月2日(月)

地区 澄川町地区

会場 澄川町総合福祉会館

<意見交換>

○司会 それでは、意見交換の時間に移りたいと思います。

意見交換の時間につきましては、あらかじめお配りしております町内会からの要望事項に関する事、それから、本日、御参加の皆様との市政に関する意見交換を中心に1時間、8時までを予定としております。

意見交換を進めていく中で町内全体に関わらない個人的な要望、苦情等につきましては、本日、市の担当者、たくさん来ておりますので、まちかどミーティング終了後に直接担当のほうにおつなぎをいたしますので、御了承いただきたいと思います。

発言の際には、挙手の上、マイクをお持ちいたしますので、お住まいの町名とお名前を述べてから、お一人1件ずつ、簡潔に御発言をお願いいたします。

きょう、たくさんいらっしゃっておりますので、たくさんの方に御質問いただきたいと思いますので、是非、御協力をお願いいたします。

市政に期待すること、日頃お気付きの点、御意見のある方は、お伺いしたいと思います。それでは、挙手をお願いいたします。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

はい、真ん中の方。

◆市民 澄川町内会の■■■■と申します。よろしく願いいたします。

質問に先立ちまして、先ほど留意事項ということの第1番目に、7時から8時の質問ということなんですけどもね、なければ早く終わるのは構わないと思うんですけども、年に1回の市長さんをはじめ、各部長さん方の直接的な答弁を聞く機会はありませんので、意見があったときには、多少の延期ということは可能なんではないかな。

○司会 その内容というか、状況に応じて柔軟に対応したいと思いますけれども、個人的なもの等々に関しましては、終わってからということで、御協力をお願いいたします。

◆市民 ええ、はい、分かりました。じゃあ、質問します。

昨年の9月の震災に絡んでの義援金の取扱いについて、恐らく危機管理室のかたというか室長さんかなんか、きょういらっしゃっているんですか、ああ、来ていますね。義援金に対しての告知を苫小牧市ではどのようにやられたのか、まず、それをお聞きしてから本題に入りたいと思いますので、お願いします。

○司会 それでは、義援金の告知について、回答をお願いします。

◎危機管理室主幹 防災を担当しております危機管理室の前田と申します。よろしく願いいたします。

義援金なんですけども、その告知ですけれども、これにつきましては、義援金そのものは、そ

もそも皆様からの善意のお金を日赤とか、そういうところから集めて、一回、北海道にプールされるんですね。それを今度、いろんな割合に応じて、苫小牧市に来ています。

そのあとの周知ですけども、まずはホームページですとかというもので周知をさせていただいております。それから、新聞ですね、苫小牧民報さんですとか北海道新聞、こういうところに社会面のほうの下のほうに市役所だよりという囲みの記事がありまして、そういうものでもですね、一応、対象者を、こういう方々が対象ですよということで周知をさせていただいたり、あるいは記事にさせていただいたりという形で周知をさせていただいております。

◆市民 分かりました。

実は私、今回の地震の関係で、義援金の対象というのは厚真町とか安平町のイメージしかなかったんですよ。それで、支給の金額とかってというのは、広報で第1回目の締め切りましたと。余りが幾らで、幾ら。たしか、あれ、6,000円か8,000円だった、1回目は。計4回ですか、最後が10万円、一部損壊の場合ということだったんですね。私も1回目の締め切って、支給した後に広報を見て、実は、えっ、苫小牧でもできるのかなということで、大変失礼ですけども、電話で問い合わせをしても、言った、言わないというのも過去に私、あったものですから、市のほうにお邪魔して聞いてみました。

そうしましたら、告知は同じ質問したんですよ。そうしたら、新聞、道新、民報、それから、全国紙3社しましたと。道新と民報は、掲載は確約がとれたんですけども、全国紙については、その場では掲載する、しないはなかったです。ただ、後日、それは確認したんですかと。確認していませんと。今、言ったように、これは全国のそういう気持ちのあるお金ですから、苫小牧がそういう支給するというのであれば、一戸たりとも漏れてはならない案件なんですよ、これは。それで、私は、じゃあ、広報はいつ載っけましたかということで質問したら、いや、時間がなくて載っけられませんでしたと。その場でやりとりした中で、これは飽くまでも道から委託された業務だと。おたくの職員がですよ、市長。私、自分の耳を疑いましたよ。市役所の本来の業務は何なのかというのを忘れてるんですよ。市民が困っている中で率先してやらなきゃならないのに、最後は、もう嫌になったのかどうか分かりませんが、そういう発言、危機管理室のかたがしていたんです、私に。これは、どう思いますか、あなたがた、こういうような返答すること自体が。何十人もいる部署であれば、1人や2人、そういうのはいるか分かりませんが、数名の中でね、言っただけいけないようなことを発言しているんですよ。ましてや、広報に載っけるということは、一戸ずつの配布ですから漏れることはないですし、これでもか、二重、三重に告知しなきゃならないにもかかわらず、全国紙とっていない、新聞とっていない、パソコンを持っていない、じゃあ、知る手段ってないんですか。1回目の支給が終わった中でも、あの文書では、まだ申請していない方は至急申請してくださいと一項目も入っていないんですよ、あなたがた。

それで、私は、それであれば、町内会ごとの回覧でも、一部破損でもこういう制度もありますからという、そういうところまで頭は回らなかったのかという。まあ、いろいろ質問したんですけども、その中も含めて、そういう道からの依頼で、私どもの事業じゃなかったものですからと、

とんでもない発言をしている。

それで、どういう指示で職員に、今回の窓口に対してね、どういうことを思って、情報を公開するのはどういう最善策なのかということを示したのか、私は、お聞きしたいんですけど。以上です。

◎危機管理室主幹 今、周知の不足ということでお話がございました。その点につきましては、本当に申しわけないというふうに思っております。苫小牧市としてもですね、こういう義援金を配分するという自体が、初めてだったんですね、今までなかったんです。そういう中で、実際にいろんな、市内の中でも被害がございました。という中で、初めてということは、これはそういう言いわけをしてはいけませんけども、初めての中でどういように周知すればいいかということは、非常に迷いながらやったお話ではありました。

広報につきましては、これは、北海道から配分の対象ですとか、額が決定するのは、結構、間際なんです。ですので、広報の掲載はなかなか間に合わないという中で、では、どういう形が一番通じるんだろうということで内部でも検討をいたしまして、これが、まだ、より確実だろうというものが、先ほど申し上げたような形ではありました。ただ、やはり、そこは、今■■■■さんお話のとおり、不足があったことは事実ではありますし、また、そのことに対して、しっかりと説明できなかったということについても、あつてはいけない話ではありますけども、そこは本当に、今後の、義援金配分というような事態があつてはいけませんけども、そのときには、しっかりと、そういう丁寧な説明をするようには、内部でも、しっかりと、そのことを教訓にしていきたいというふうには思っております。その対応については、大変、申しわけありませんでした。

○司会 すみません、ほかの方も、いらっしゃいますので。ほかにもどなたかいらっしゃいますでしょうか。はい、どうぞ。

◆市民 澄川西町内会の■■■■と申します。

きょうは、一番、私がかちょっと興味があったことを最初にやっていただいたんで、非常に感謝しているんですけども。私もことしで70になりました。70になって、初めて苫小牧市として、どれだけのことをやっているかというのを、さっきの健診の案内を含めて、ひしひしとこう、やっと今、分かってきたということで。現役の頃は、全くそういうことは無関心だったというか、ということで感じてきたんですが、その中で、ちょっと教えていただきたいことがあります。

かかりつけ医制度と、それと、今回、メディカルガイドでしょうか。こちらを見たら、市立病院のところに地域医療連携室。こちらのほうとかかりつけ医、例えば私がある病院にかかると、そこと連携して、よりよい治療方法をやっていきましょうということで、非常に納得はするんですけども。ただ、たまたまちょっと御町内の方とお話ししたときに、何かあれば、すぐ、やっぱり市立病院に行きたいと。あれだけの総合病院だから、どこか違うところがあつても、どっかの、あれだけの科があれば何とかなるでしょうということで行ったんですが、冒頭、やっぱり、さっきのかかりつけ医ということがあつて、診断書が欲しいんですけど。要は紹介状ですね。紹介状を持ってきていただければ、こちらのほうで受付をしてやっていきますということで、その場では、それ以上ちょっと。要は、健診を受けることができなくて、帰ってこられたということ

をちょっとお聞きしまして。お願いしたいことは、まだ、そのかかりつけ医制度ということと、それに、また地域連携するという、こういう組織を作っていたとしても、なかなかその認知度がないんでないかという感じがするんですね。

私自身も何かあれば市立病院に行きたいと思って、初めて教えてもらって、いや、 さん、駄目だよ、と。先に、まず自分の行っている病院にかかってから、そこで、いったん紹介状を書いてもらわないと大きい病院では受けられないんだよという説明を聞いて、初めて分かったんですが。幸い、こういったことで、きょう、こういうふうに町内会でお話を聞きますと、市と距離も近くなってくるし、そういったことで、今、出前講座もやっておられますので、一番、私ども必要なのは、やっぱり健康管理。苫小牧で暮らしたくても、やっぱり健康が一番だと、今、感じてますんで、その辺のところ、ちょっと大変かと思うんですが、一つお願いをできないかと思えます。

○司会 回答をお願いいたします。

◎健康子ども部次長 すみません、私、健康子ども部の白川といたします。

今のは、市立病院のお話だったかもしれませんが、ちょっと市立病院の担当がいないので、地域医療という観点で、私のほうからお話しさせていただきます。

今、医療のほうはですね、やはり、大学病院とか大きな病院に行くときには紹介状を持っていないと、簡単にはかかれないような制度になっております。きちんとすみ分けをしているわけなんです。かかりつけの先生から何らかの指示があつて病院に行つて、そして、更に詳しく検査をする、それが今の医療の仕組みになっております。ただ、先ほど、ちょっと健診を受けられなかったとおっしゃられたんですが、最初にプレゼンテーションした5種類のがん検診と特定健診、これは市立病院でも紹介状がなくてもいけるようになっております。なので、健康診断を受けたという場合は市立病院に直接予約をしていただいて結構ですので、是非、受診してください。その代わり、何らかの病気の疑いがあつて受診するときは、紹介状がないといけないという、そういう仕組みになっておりますので、是非、御理解ください。

◆市民 申しわけありません、その辺のことをもう少し。例えば町内会と連携していただいて、認知度を高めていくという、この方向をちょっと御検討いただけないかなと思うんです。

◎健康子ども部次長 はい、分かりました。今の御意見、やはり、実際に病院にかかつて、初めて知ることはいっぱいあると思いますので。例えば上手な病院のかかり方とか、そういったような出前講座なんかも開きたいと思つておりますので、計画したいと思つておりますので、今後とも要望に応じて対応していきたいと思つております。ありがとうございます。

○司会 それでは、ほかに御質問ございますでしょうか。

◆市民 澄川西町内会の でございます。よろしく申し上げます。

かなり個人的な御質問させていただきますが、今、市のほうで、いろんな新聞等で、例のカジノリゾートの誘致に関する問題でございます。いろんな、民報さんですとか、道新さんですとか、いろんな書いていらっしゃるんですが、挙げたら切りございませんが、端的に。私が心配しているのはですね、どうも今までの傾向の中で、そういうカジノに関する地域が、暴力団関係の人が

どうしても流れ込んでくるとか、それから、不良外人がどうも流れ込んでくるというのは聞いているんですね、あちこちの関係で。

それですね、私は、町内会としては心配はしていないんですけども、他の町内会でも空き家が実は出ております、そうすると、不良外人ですとか、暴力団が名前を変えてですね、各町内会の空き家に住むことも、ちょっと予想されると思うんです。この辺の対策といたしますか、何かございましたら、ちょっと市長にお聞きしたいというふうに思います。

◎市長 統合型リゾートの件について御質問をいただきました。

IRができれば質屋が並んで、反社会勢力が闊歩するというような話がですね、この、新聞報道されるといろいろ出てきていたことは知っています。まあ、特定の目的があって、そのようなことを言っているのかどうか分かりませんが、ただ、日本ではですね、4つの公営ギャンブルがあり、しかも、パチンコ業の実態が一方ではあります。

今まであんまり政治の場でも、パチンコ店ができると思ったら反対運動が起きて、地域の皆さんとか、学校関係者が反対してできなかったという経過がありますが、業態そのものに対してどうのこうのと言ったことがない国なんですね。4つの公営ギャンブルを認めているながら。それで、これはなぜかなと思ったら、法律がなかったんです、今まで、無法地帯のような形で。まあ、しかしですね、敗戦以降の日本の復興プロセス、あるいは今日までの経済成長、この中を考えたときに、ある意味、目をつぶらざるを得ないような国内事情等があったことも事実だと、私は思っています。

昨年、初めてギャンブル依存症対策法案が、法律ができました。なぜかという、もう、今、既に320万人のギャンブル依存症患者さんがいて、その7割から8割がパチンコだというのは、報道でお茶の間にも流れている時代であります。それが、法律ができて、この法律は、IRだけではなくて、4つの公営ギャンブルとパチンコも、これも該当になります。政府は立法措置ができたものですから、ギャンブル依存症の実態調査、ことしから始めています。

320万、患者さんがいるというのは、人口掛ける0.07とか、そういう数字の、そういう数字なものですから、実態調査は今までしていませんでしたね。これも法律がなかったからです。やはり、法律ができたということは非常に重いことですね、今、実態調査がスタートしています。患者さんに対するケアを、国と都道府県と市が連携しながらギャンブル依存症の皆さん方を社会復帰させることも含めてですね、そういう法律ができたということ覚えておいていただきたいというのが一つ。

もう一つは、例えばラスベガスとかマカオとか、もともとカジノがあるような街は、たくさんありますね、世界で100か国以上にカジノがあります。しかし、このIRという、統合型リゾートという事業モデルは、ゼロからやったのはシンガポールだけなんです。シンガポールにセントーサとマリーナ・ベイ・サンズという2つのIRがあります。ここは、子供たちもたくさん行っているし、ましてや、例えばセントーサで、セントーサ島で、これはシンガポールのIRがあるところですが、世界も注目した、世界もびっくりした米朝首脳会談がやりましたね。あれがシンガポールでやったというのは、あれはセントーサ島でやったんですが、あそこにIRがあるん

です。そんな汚いところで首脳会談をやったとは思えないし、是非、信頼していただきたいのは、シンガポールはI Rができてからギャンブル依存症患者さんは減ったという数字もあります。

だから、日本もですね、これは、僕は、これI R効果と言っているんですが、法律ができて、しっかり対策もしなければならないという法律ができた。ですから、心配なさっているギャンブル依存症についてはですね、このことで少しは、今まで全く野放しだったものが、具体的な対策ができるようになったということを知っておいていただきたい。

反社会勢力についてはですね、これも実態としてはですね、あり得ないと思います。大変申しわけないんですが、例えば苫小牧にもゴルフ場がある高級ホテルがありますよね、あそこは何か敷居が高いなど、なかなか地元の方は、ゴルフ場は行きますけど、あそこは入りづらいよなって。多分、雰囲気として、もっと入りづらい雰囲気になります。ただ、例えばエンターテインメントとか、あるいはショッピングはですね、是非、地元の人、あるいは道民の皆さんにも行ってもらいたい。今まで東京に行かなければ買えないものが、もうすぐ地元で、テレビでしか見れなかったエンターテインメントがすぐ地元で見えるようになる。しかも、カジノは全体の3%です、面積が。ですから、セントーサ島に行きますと、どこにカジノあるのと。カジノがある、セントーサ島の中のI Rのカジノスペースが分からずに帰ってくる人がたくさんいます、そのぐらいの面積なんですね、設計にもよりますけれども。

ですから、是非、そんな変なもの持ってきませんから、心配しないでいただきたいと思いますし、ギャンブル依存症についてはですね、しっかり法律ができた、何かあったら法律で罰せられるということになりますので。

それ以上にですね、やっぱり、もう、今、観光産業に頼らざるを得ないような国情というものが一方であります。もう、国内の移動は限界と言われていています、日本人の。今、インバウンドがどんどん増えていきますから、飛行場も増築したり、いろいろやっています。しかし、これを維持、あるいは高めていくにはですね、まだまだ北海道にいくつかの装置が必要だという考え方なんです。

今のままでいったら、いずれピークアウトする。そうなったらどうすると。で、しかも、多くのどさんこ、多くの苫小牧っ子は、観光分野にチャレンジしたいという子供たちは、ずっと道外に行っているんです、今までも。だから、それを何とか親の近くにですね、自分の人生でチャレンジするような、いろんな雇用の場を作っていくと。人口減少時代というのは、これから食っていくために何が必要なんだと。今までの延長線で考えていいのかと、今、疑問を僕自身は持っていて。まあ、僕らの世代はいいのですが、僕らの次の世代がですね、この苫小牧でチャレンジできるような、そして、この町をもっともっと高めていくような、そういうことを我々世代がやっぱり考えて作っていくと、ものすごい心配なんですね。

そういう思いも込めてですね、取り組んでいることでありますから。質屋ができて、反社会勢力が闊歩するというのは、特定の政治勢力が選挙のために言っている話ですから、それは心配しないでください。

○司会 それでは、ほかに御質問ありますでしょうか。

◆市民 澄川町内会の■■■■です。

今、市長が、ちょうどIRのお話しをされたんで、私も質問しようと思ったんですけども。ここの2月の議会だよりの中で、市長がIRの誘致に関しての住民の理解が進んでいないことを認めながらも、住民投票若しくは住民意向調査をというような発言を議会の中でされているようなんです。その中で、市長は、議会の決議、議決による手法であっても、住民の理解を得られるとの考えを示したというふうに書いていたものですから。私もある機会で市議会の方とこの関係でちょっとお話ししたことがあるんです。それで、議員の皆さんは、どういう考えでこれに臨みますかということでお話ししましたら、それぞれ皆さん勉強されて、それで、賛成、反対という立場をとると。

今、市長がおっしゃるように、これは我々の時代でなくて、それ以降も非常に長い間、いろいろ問題が出てくることですから、その反社会勢力がうんぬんは別にして、現状でいうと非常に市民の意見というのが二分されている、この中で。その賛否を問う議員が、議会、議員になって市政をいろいろ監視するという。そういうかたが、事によっては、一々地域の住民の方の御意見を伺いながらということはする必要はないでしょう、そこに箱物を建てるとかどうとかという場合にね。そういうときに限ってですね、市長は議会だけで理解を得られるという発言というのは、真意がよく、私、分からないんですから、何を理解して、その議会だけでいいという判断されているのか、そこをお聞きしたい。

◎市長 これは、第一義的には国の法律です。国の法律で都道府県と政令指定都市が国に申請をすることができる仕組みです。市町村はできないんです。その法律の中で申請をする際に、少なくとも道議会、そして、当該地区の市議会の議決が必要だということは、法律に書かれています。それを是非、知っておいていただきたいと思います。

従来から住民投票すべきではないかという意見もありました。しかし、例えば統合型リゾートに対する認識、あるいは情報量が、ある程度、一定の場合だと住民投票しても価値があると思いますけれども、片や一方で、IRができれば質屋ができて、反社会勢力が闊歩すると言って、どんどんプロパガンダしている勢力もあり、それをまともに受けちゃっている市民もいる。しかし、一方では、これからどんどん生産年齢人口が低下して、税収が減るから、やっぱり何かそういう税収、あるいは税外収入を増えることを考えていかなきゃいけないんじゃないかという意味で、一つの選択肢として、やってみる価値があるんじゃないかという市民もいる。

つまり、もう180度違うものを持っている中で、選挙をやって意味はありますかと。それよりは、私にしてみれば、やっぱり総合的に判断する。私は、3期目、4期目、マニフェストに統合型リゾートのチャレンジということを明確にうたっています、それから、五、六年前から可能性調査をして、市民セミナーをし、あるいは出前講座をしながら、毎年、毎年、予算を通していただきながらやってきました。まだまだ、不十分です。まだまだ、IRに対する認知度というのは、180度違う状態が続いています。

我々は粘り強く、この事業についてはこういうものだと。あるいは、市民の皆さんが特に懸念されているギャンブル依存症の問題、あるいは、暴力団、反社会勢力の問題等について、しっか

りと説明責任を果たしていく必要がありますけれども、そういう総合的に判断していきたいなという意味で、議会で答弁させていただいております。そうやって活字にするとそうかもしれないけど、その前後には、いろいろな話をしていますので、心配しないでください。

○司会 それでは、ほかに御質問、ございますでしょうか。

◆市民 澄川町内会の■■■■です。

常任委員会が確か私の記憶で4つぐらいあると思うんですけどもね。昨年、本会議でも議会を広く市民に知っていただきたいということで、とまチョップのポイントを付与しながら議会を見ていただきたいという趣旨で、いろいろ市のほうも仕掛けていただいているようなんですけども、なかなかこの外れのほうからそこまで行くとなると、なかなか制約があるというか。

それで、一つ提案なんですけどもね、常任委員会のほうから、ここであれば、あそこのコミュニティのほうに来ていただいて。まあ、本議会というのはちょっと無理な話ですけどもね、そちらのほうであれば、ある程度、人数が、議員も担当部署も少人数で、ああいうコミュニティでもやれるんでないかなと。私自身もそういうやりとりを少し聞きたいものですから、何とか、是非、市のほうからも。これ、議会のほうの協力も必要でしょうけどもね、集めて「来い。」じゃなくて、自ら出てきてもらって、それぞれの地域でも少しずつやっていただけないのかなと思って、お願いをします。

◎市長 これは、実はですね、今、言ったことは、行政ができる0%なんです。100%議会マター、議会の決定になります。きょうは議員もいらっしゃいますが、きょう、聞いていたと思いますので、そういう意見があったと、議会ですら、検討していただく以外ないんですが。

ただ、■■■■さんね、傍聴はできるんだよ、常任委員会。市役所の大体9階かな、常任委員会をやるの。傍聴はいくらでもできますので、よろしくお願いします。

◎副市長 副市長の佐藤です。

市長に続いて今のお話ですけども、今の状態でいけばですね、私も、例えば常任委員会の、私、技術屋だったんで、建設委員会というところに出席したり、説明もしたりとかもあったんですが、特に「現場を見ながら」ということも提案したことがあったのですが、今の議会の状態では、なかなか難しいらしいのです。

これはですね、議員さんは議会が始まると議会の流れですら、外に出てもおかしくないのかもしれないのでしょけれども、万が一、事故があったときに、じゃあ、誰が責任を持つんだろうという話ですとかですね、なかなかいろいろとクリアしなきゃならないところがあって。ちょっと今の、私も経験あってですね、できれば、今、言ったように、外に出て、いろんな人に姿を見せながらということも言ったんですけども、そのときは駄目ですと、残念ながら。ちょっとトライはしていただけたと思いますけど。ちょっと、今の最近の状況ではそうだったということでございます。

○司会 それでは、終了に当たりまして、市長から御挨拶を申し上げます。

◎市長 大変熱心に御質問、御意見をいただきまして、ありがとうございます。

きょう一番気になったのは、やはり急性期の病院と、かかりつけ医。なぜ、国がそのような、

何というんですかね、役割、機能分担をしなければならないのかというと、やはり、その背景には、限りなく増大する医療負担という問題があります。もう、今から五、六年前に、このまちかどミーティングで、ある年配のおばあちゃんが手を挙げて、市長さん、私、昔から市立病院に行っていたって。だけど、この前、市立病院に行ったら、いや、この程度は近くの、近所の病院に行ってくださいって。私、ずっと若いときから市立病院へ行っているのに、そんな答えないでしょうという話がありました。

しかし、一方で、市立病院は市立病院で、これは国の方向がそういう方向で、そういう方向にいかないと保険点数がしっかり付かないので、経営に影響してきます。特に、公立病院はですね、北海道、道内公立病院は、もう、ほとんどみんな赤字で、市の一般会計から相当のお金を負担して、それでもですね、やっぱりやっていかなきゃいかん。民間の病院であれば、利益率が悪い診療科目があったらすぐやめられる。公立病院というのはそういう診療科目をやっていかなきゃいけないという宿命がありますので、なかなか難しいんですけれども。しかし、そうはいえ、やっぱり国の取り決めによる、やっぱり急性期病院は急性期病院の役割をやっていかないと、みんながみんなということになると、それだけ収入がダウンしてしまう。入院だってですね、半年でも入院させてあげたいけど、もう3か月以上超すと、ぐんとその保険点数が減ってしまうという、本当にそれでいいのかって、僕も思います。しかし、そうもしないと、国の財政が、それでも、それでなくても破綻するぐらいにいろんな問題を抱えているので。やっぱり、国を維持し、高めていくために、国民のほうも、やっぱりできる範囲で。風邪引いたときにかかる病院、そこで何かもう一回、大きな病院で検査しなさいと言われてたら、市立とか王子に行って検査をする、そういう時代なんだということ認識してもらわないとやっぱり駄目なんだなど。

それでいいのかとは思いますが、やっぱり、その患者さんの選択肢というものを制度で妨げちゃいけないとは思いますが、そうだと、多分、医療費が破綻の方向にいつてしまう、そうなったときの国民のほう悲劇になってしまいますので、是非、そこはですね、御理解をいただきたいと思えますし。さっきも言っていましたけど、住民の皆さん、市民の皆さんにそういう話を聞かせてほしいというのであれば、出前講座で、一度、国の制度の、この10年の変遷について、一回、そういう機会を作っていただければというふうに思います。

本当にいろんな御意見ありますけれども、どんどん町内会長さんを通じてでもいいですし、直接ですね、市のほうに声を届けていただきたいなと思います。できることはすぐやりますので、是非、これからも身近なことで何かあったら、声を届けていただきたい。しっかり市のほうも対応していきたいということをお約束申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきます。きょうは、ありがとうございました。

○司会 以上をもちまして、まちかどミーティングを終了いたします。